



令和6年度第1回三浦半島地区保健医療福祉推進会議
資料6

協議：

令和5年度病床配分に係る算定病床の変更について

令和6年8月28日

○葉山ハートセンター（医療法人徳洲会）より相談

令和5年度の病床配分（32床／要件：回復期）において、「**回復期リハビリテーション病棟**」で配分を受けたが、実際に増床するに当たっては「**地域包括ケア病棟**」としたい。

（理由）

高齢者疾患の患者の受入間口を広げることができる。
レスパイトも受け入れることが可能。

令和5年度事前協議における各医療圏の公募条件

○横須賀・三浦二次保健医療圏

- 1 病床機能区分は、回復期を担うもの（表2）とする。

（表2）

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期 機能	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

- 2 横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 3 配分に当たっての考え方など
 - （1）病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
 - （2）原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
 - （3）10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

- 病床配分の事前協議書（令和5年11月）
→「32床増床：回復期リハビリテーション病棟 予定」と記載あり
- 令和5年度 第3回三浦半島地区保健医療福祉推進会議（令和6年1月31日）で協議
→会議資料（非公開）中「事前協議の申出概要」には「回復期機能」と記載（事務局作成）
→当日の協議において委員より質問あり、回復期リハビリテーション病棟の予定である旨
事務局から回答
- 令和5年度 第5回保健医療計画推進会議（令和6年2月21日）にて配分決定
→会議資料（非公開）中「配分（案）内訳」には「回復期機能」とのみ記載あり
- 令和5年度 第3回医療審議会（令和6年3月21日）にて事前協議決定報告
- 県から法人あて事前協議決定通知（令和6年3月27日）

変更の申出理由

医療法人徳洲会
葉山ハートセンター
院長 飯田 浩司

承認いただいた回復期機能病床の使用変更について（お願い）

令和6年3月27日にご承認頂きました一般病床32床（回復期リハビリテーション病棟）につきまして、下記理由にて使用を回復期リハビリテーション病棟から地域包括ケア病棟へ変更したくお願い申し上げます。

記

変更理由：回復期リハビリテーション病棟開設を申請するに当たり、実施に向けて体制を整えてまいりました。その一環として、年度当初より外科・内科を充実させて地元に密着した救急体制を強化し、来院する救急車や、救急外来を受診する患者様が飛躍的に増えてまいりました。

その中には誤嚥性肺炎や尿路感染症などの高齢者特有の病状を有する患者様が多く、近隣施設の高齢入居者の入院加療依頼も多いという地域の実情を感じました。

以上のことから、症例的な受け皿としても間口を広めることができ、レスパイトも受けることが可能な地域包括ケア病棟に変更させて頂きたくお願い申し上げます。

現在、当院は大規模改修工事中ではございますが、申請時と変わらず令和8年4月までにはオープンと考えます。

- 令和5年度の病床配分では、回復期（回復期リハビリテーション病棟または地域包括ケア病棟・入院管理料）が要件とされていたが、令和5年度第3回調整会議において**回復期リハビリテーション病棟であることが明らかにされた上で配分案が承認**されている。
- しかし、葉山ハートセンターから提出された理由書によれば、地域包括ケア病棟に変更することで、**地域の高齢者救急やレスパイトの受入が進む趣旨**が記載されている。



本日の協議で了承された場合は当該変更を認めることとしてはどうか。

※ ただし、病床機能報告上は回復期として報告していただくものとする。